

28 北広島町協議会第 4 号

平成 28 年 6 月 17 日

人・農地プラン 中心経営体 御中
(認定農業者、認定新規就農者 様)

北広島町農業再生協議会
(北広島町役場農林課)

産地パワーアップ事業実施要望の把握について

広島県の事業実施方針が策定され、平成 29 年度を取組年度として実施されます。

主たる内容は高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入、施設整備に対し 1 / 2 以内で助成するものです。

○導入できる農業機械・機器等

1 台 50 万円以上の農業専用機械のリース導入費用

農業に要する資材であって、複数年にわたってその効果が発現する資材費

施設整備については強い農業づくり交付金の耕種作物共同利用施設整備と同じ (別表 1)

○要件として以下のいずれかの成果目標を設定する必要があります

①生産コスト又は集出荷・加工コストの 10%以上の削減

②販売額の 10%以上の増加

詳しくは県事業実施方針 2 をご確認ください。

面積要件があります、別紙面積要件をご確認ください。(中山間地域等に該当します)

事業の認定にあたっては、県の事業実施方針 6 のとおりポイント制になっております。ご検討いただき、6 月 28 日 (火) までに別紙要望調書に必要事項を記入して提出してください。なお、事業実施にあたっては営農計画書や機械リースの三者見積り等、規模決定の策定が想定されますのでご注意ください。

担当 : 農林課

農業振興係 藤堂

050-5812-1857